

議案参考資料

[平成 30 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 家 屋 担 当
産 業 政 策 課 産 業 政 策 係

議案名

議案第 46 号 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地域再生法及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税の特例措置の適用期間及び同法令を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

- 1 省令の一部改正により、課税の特例措置(※)を 2 年間延長します。
- 2 法律及び省令の改正によって生じた適用条項のずれを修正します。

※ 本条例において、固定資産税の不均一課税を実施しています。

※ 事業者が本特例措置を受けるためには県知事から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることが必要ですが、認定期限が 2 年間(平成 32 年 3 月 31 日まで)延長されたため、特例措置の適用期間の延長を行います。

なお、本改正による固定資産税の課税の特例の内容に変更はありません。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

減収補填制度を規定する地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号)が、平成 30 年 3 月 30 日に一部改正され、同年 4 月 1 日から施行されました。